

大口町自動車臨時運行許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき、平成15年国土交通省告示第970号により本町が許可を受けた臨時運行の許可事務に係る同法第35条の規定による同事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 自動車の臨時運行の許可を受けようとする者は、町長に自動車臨時運行許可申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、同申請に係る車両について同一性を確認できる書類及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条に定める自動車損害賠償責任保険証明書を添付しなければならない。

(許可基準)

第3条 町長は、前条の申請に係る自動車の臨時運行について、当該車両が次の各号のいずれかに適合すると認めるときに、許可をするものとする。

- (1) 新規登録 新車又は中古車の未登録自動車を新規登録をするために回送しようとするとき。
- (2) 新規検査 未登録自動車を新規検査を受けるために回送しようとするとき。
- (3) 継続検査 自動車検査証の有効期間が満了した登録自動車の継続検査を受けるために回送しようとするとき。
- (4) 予備検査 未登録自動車を使用者が未確定の自動車を対象となる予備検査を受けるために回送しようとするとき。
- (5) 試運転 自動車の製作者等が自己の製作（架装）に係る自動車の性能を試験するために運行しようとするとき。
- (6) その他 販売、車両整備、再封印、自動車登録番号標の再交付手続き等特に必要があると町長が認めるとき。

(許可)

第4条 町長は、第2条の申請を受理し、これを審査し、前条の許可基準に適合していると認めるときは、その旨を臨時運行許可台帳（様式第2）に記録し、道路運送車両法第35条第4項の規定による臨時運行許可証（様式第3。以下「許可証」という。）を交付するとともに、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与しなければならない。

2 町長は、前項の許可をする際必要があると認めるときは、当該申請者の住所が確認できる書類の提示を求めることができる。

（手数料）

第5条 前条により許可を受けた者は、手数料として大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）別表に定める金額を許可証及び番号標と引換えに納付しなければならない。

（許可証及び番号標の返納）

第6条 第4条による許可を受けた者は、許可証の有効期限満了の日から5日以内に許可証及び番号標を町長に返納しなければならない。

2 町長は、前項の規定による返納期限を過ぎても許可証及び番号標を返納しない者に対し、返納督促書（様式第4）によって返納を促すものとする。

（許可証及び番号標の亡失）

第7条 第4条による許可を受けた者が、交付された許可証又は貸与された番号標を亡失したときは、直ちにその旨を警察署に届出るとともにそのてん未を記載した紛失届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

第8条 町長は、前項の紛失届を受理してから1月を経過しても当該番号標が発見されないとき、及び返納期間後1月を経過しても番号標を返納されないときは、速やかに大口町公告式条例（昭和25年大口村条例第3号）第4条の規定に基づく当該番号標の失効告示をするとともに、愛知県江南警察署及び中部運輸局愛知運輸支局（以下「支局」という。）へ番号標失効通知（様式第6）により通知しなければならない。

（実費の徴収）

第9条 町長は、第7条による紛失届を提出した者又は返納期間後1月を過ぎても

番号標を返納しない者又は番号標を著しく損傷させた者から番号標作製に係る実費相当額を徴収するものとする。

(番号標の作製及び管理)

第10条 番号標は、支局を経由し、同支局指定の業者に依頼して作製しなければならない。

(文書の保存)

第11条 臨時運行許可申請書及び返納された許可証等の文書の保存期間は、5年とする。

(庶務)

第12条 臨時運行の許可に関する事務は、総務部税務課において処理する。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に規定するもののほか、臨時運行の許可に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成15年8月7日 大口町告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年7月15日から適用する。